

【済生会吉備病院】

*介護予防・訪問リハビリテーション 利用約款

*介護予防・訪問リハビリテーション 重要事項説明書

*介護予防・訪問リハビリテーション 利用料一覧表

*個人情報の利用目的

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会 支部岡山県済生会

済生会吉備病院

済生会吉備病院 指定訪問リハビリテーション利用約款

(指定介護予防訪問リハビリテーションを含む)

(約款の目的)

第1条 済生会吉備病院（以下「当事業所」という。）は、要介護状態または要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーションを提供し、一方、利用者又は利用者のご家族は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下、「指定訪問リハビリテーション等」という。）利用同意書を当事業所に提出した時から効力を有します。但し、ご家族に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙指定訪問リハビリテーション重要事項説明書・指定介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及びご家族は、当事業所に対し、解除の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく指定訪問リハビリテーション等利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及びご家族は、解約希望日から数えて3日前までに、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、指定訪問リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金を当事業所に支払うこととします。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及びご家族に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく指定訪問リハビリテーション等サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が介護保険施設や医療機関に入所又は入院された場合。
- ② 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡または介護保険の被保険者の資格を喪失した場合。

- ④ 利用者及びご家族が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な指定訪問リハビリテーション等サービスの提供を超えると判断される場合。
- ⑥ 利用者又はご家族が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる等の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑦ 天災、災害、事業所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

（利用料金）

第5条 利用者及びご家族は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく指定訪問リハビリテーション等サービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。

- 2 当事業所は、利用者及びご家族が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日～15日迄に送付し、利用者及び連帯保証人は、連帯して当事業所に対し、当該合計額を支払うものとします。なお、連帯保証人に対する極度額は20,000円（3か月）40,000円（6か月）80,000円（1年間）とし、支払い方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

（記録）

第6条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション等サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、ご家族その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（秘密の保持）

第7条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又はご家族等に関する秘密（個人情報を含む）を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及びご家族から、予め同意を得ておきます。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

（緊急時等における対応）

第8条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供中に、利用者に病状の急変等が生じた場合の対応方法は次の通りとします。

- 2 従業者は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。
- 3 従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとします。

（事故発生時の対応方法）

第9条 当事業所は利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者のご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 当事業所は指定訪問リハビリテーション等の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

但し、利用者に故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとする。

- 3 契約有効期間中の、天災（地震、洪水、台風など）や、その他事業者の責に帰すべからざる事由により訪問リハビリテーションの実施が出来なくなった場合、事業者は利用者に対して更なる当該サービス提供すべき義務は負わないものとする。また、利用者は実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払い義務を負うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第10条 当事業所は、指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。

- 2 利用者もしくはご家族からの苦情が発生した場合、直ちに事業所内で検討し、その結果と今後の対処方法について利用者およびご家族、担当ケアマネージャーに報告を行うこととします。
- 3 提供するサービスに関し、市区町村からの文書の提供や提示の求め、または市区町村職員からの質問・照会に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会等の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会等から指導または助言を得た場合には、それに従い必要な改善を行うものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 11 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はご家族と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

済生会吉備病院 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

この重要事項説明書は、指定訪問リハビリテーションサービスの利用について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明するものです。ご質問がありましたら遠慮なくして下さい。

1. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の名称および所在地

事業所名所	済生会吉備病院 訪問リハビリステーション
介護保険指定事業者番号	3318800160
事業所所在地	〒701-1334 岡山市北区高松原古才 584-1
代 表 者	難波 洋一郎
連 絡 先	086-287-8655
通常の事業の実施区域	岡山市（高松・足守・中山・香和・吉備の中学校区） 倉敷市（矢部・庄新町） 総社市（総社東小学校区）

(2) 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

済生会吉備病院が開設する指定訪問リハビリテーションおよび指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション事業および指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士または作業療法士が、要介護または要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーション事業の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

1. 事業所は、利用者等が要支援・要介護状態や、疾病、傷病のために通院してリハビリテーションを受けることが困難な状態になった場合においても、可能な限りその有する能力に依拠して、居宅での自立した日常生活を営むことができるように、生活機能の維持又は向上を目指し、居宅を訪問してリハビリテーションや指導を行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

- 2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（営業日および営業時間）

営 業 日	月曜日～金曜日
休 業 日	土・日・国民の休日・12月29日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

注：事業所の運営規定により営業できない事情が発生した場合には、休業となる場合があります

（従業者の職種・員数・職務内容）

従事者の職種	員数	職務内容
医師（管理者）	1名	従事者・その他の管理、業務の実施状況の調整。
理学療法士 作業療法士	1名以上	訪問リハビリテーションの利用の申し込みに係る調整。 医師の指示・訪問リハビリ計画に基づいた訪問リハビリテーションの実施。

2、提供するサービスの内容と費用について

（提供するサービスの内容）

訪問リハビリテーション	要支援、要介護状態になった場合でも、利用者が可能な限りその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように、居宅を訪問して理学療法・作業療法を行う事により心身の維持回復を図ります。
-------------	--

（提供するサービスの利用料・利用者負担額）※別紙利用料一覧表参照

区 分	内 容
法定代理受領の場合	介護報酬告示上の額に地域区分 10.17 円を乗じた額の介護保険負担割合証に記載された負担割合
法定代理受領でない場合	介護報酬告示上の額に地域区分 10.17 円を乗じた額の 10 割

(支払方法)

当院受付にて現金払い * 祝日・年末年始を除く	利用月の翌月 10 日以降に、前月 1 ヶ月分の請求書をご自宅に郵送します。 当院受付にて下記の時間帯にお支払い下さい。 ・ 平 日 8 時 30 分～16 時 30 分 ・ 土曜日 8 時 30 分～11 時 30 分
当院指定銀行口座への振込	利用月の翌月 10 日以降に、前月 1 ヶ月分の請求書をご自宅に郵送します。 * 入金確認後に領収書をご自宅へ郵送します。 * 振込手数料が発生した場合、ご負担をお願いします ・ 振込銀行：中国銀行 稲荷支店 普通預金 口座番号：1 3 2 7 3 0 3 口座名義：サイセイカイ キ ビョウイン インチョウ ナンバヨウイチロウ 済生会吉備病院 院長 難波洋一郎
中国銀行 自動払込サービス	利用月の翌々月 10 日（もしくは 11 日）に、申込みされた口座から利用料が自動で引き落とされます。 （事前手続きが必要です。） * 一部取り扱いできない金融機関があります。 * 請求書は発行せず、払込確認後に領収書をご自宅へ郵送します。 * 手数料は発生しません。

3. その他の費用について

利用者の居宅が、通常の提供地域以外の場合、自動車を使用した場合は、運営規定に基づき、交通費の実費を請求致します。

- ・ 実施地域を超えて 2 km 未満 300 円
- ・ 2 km 以上 1 km 又はその端数を増やす毎に 100 円加算
- ・ 提供地に駐車スペースがなく、やむを得ず有料駐車場を利用する場合

尚、利用料およびその他の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはご家族に対して、それらの費用についての説明をして、同意を得ることとする。

また、サービス提供に当たり必要になる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用は、利用者の別途負担になります。

利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の 1 時間前までに連絡がなかった場合は、1 提供当たり利用料の 50% を徴収します。ただし、容態の急変、緊急など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料不要です。

4、緊急時の対応

サービス提供を行っているときに、病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずることとします。
また、速やかにご家族、介護支援事業者等に連絡をします。

5、事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、ご家族、介護支援事業者、岡山県国民健康保険団体連合会等に連絡を行うものとし、必要な措置を講ずることとします。
事故の状況及び事故に際して執った処置について記録をします。
サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととします。

6、虐待防止のための措置

人権の擁護	利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講じます。 ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うなど）定期的を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る ・虐待防止のための指針を整備する ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に（年1回以上）実施 ・虐待防止に関する担当者 訪問リハビリテーション：片岡典子
通 報	訪問リハビリテーション等サービスの提供に当たり、職員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村へ通報します。

7、身体的拘束等について

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- ・職員に対する身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

8. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

業務継続計画の定期的な見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

9. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- ・事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施

10. 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

11. サービス提供に関する相談・苦情対応

相談窓口 (平日のみ)	【済生会吉備病院】＊祝日・年末年始を除く ・担 当 者 訪問リハビリテーション：片岡典子 ・対応時間 8時 30 分～17 時 00 分 ・電 話 086－287－8655 【公 的 機 関】＊祝日・年末年始を除く ・岡山県国民健康保険団体連合会 086－223－8811 ・岡山市保健福祉局介護保険課 086－803－1240 ・岡山市保健福祉局事業者指導課 086－212－1013 ・倉敷市介護保険課 086－426－3343 ・総社市高齢者福祉課介護保険係 0866－92－8369
----------------	---

当院における患者さんの個人情報利用目的

○ 医療提供

- ・当院での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等との連携
- ・他の医療機関からの照会への回答
- ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者さんへの医療提供に関する利用

○ 診療費請求のための事務

- ・当院での医療、介護、労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払期間又は保険者からの照会への回答
- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

○ 当院の管理運営業務

- ・会計、経理
- ・医療事故等の報告
- ・当該患者さんの医療サービスの向上
- ・入退院等の病棟管理
- ・その他、当院の管理運営業務に関する利用

○ 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

○ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

○ 医療・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料

○ 当院内において行われる医療実習への協力

○ 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

○ 外部監査機関への情報提供

付記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。